



宮 開 第123号

平成19年6月6日

宮崎県土地家屋調査士会

会長 松浦 正展 殿

宮崎市長 津村 重光



都市計画法の開発許可制度の改正に関する周知について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、市政に格別のご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成18年5月31日に「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が公布され、このうち都市計画法の開発許可制度改正については、平成19年11月30日に施行されます。

つきましては、広報用ちらしを作成しましたので、貴団体所属の会員各位に対し広報用ちらしを配布していただき、この旨を周知くださいますようお願い申し上げます。

文書取扱

都市整備部 開発指導課 開発指導係

担当：日高

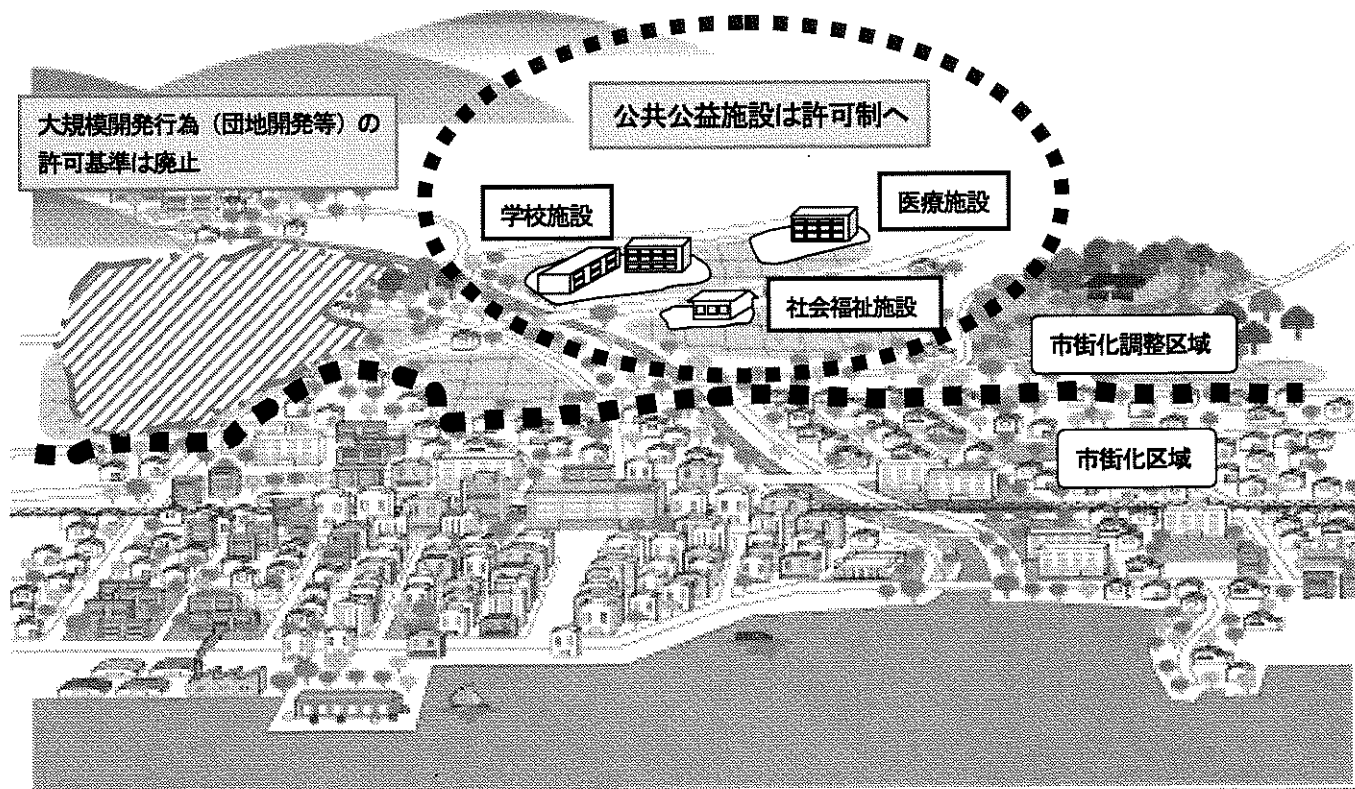
TEL：0985-21-1818 FAX：0985-21-1816

E-mail：30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

都市計画法の開発許可制度が変わります。

平成18年5月に都市計画法の一部が改正され、「平成19年11月30日」から次のとおり開発許可制度が変更となります。

- ①公共公益施設（社会福祉施設、医療施設、学校施設）の建築
⇒「開発（建築）許可」が必要（技術基準・立地基準の適用）
- ②市街化調整区域における大規模開発行為の許可基準廃止



[新しい開発許可制度の適用等について]

◆ 許可制となる公共公益施設について

- 改正法の施行日（平成19年11月30日）までに建築工事に着手していない場合、許可が必要となります。

（注）改正法の施行日までに建築工事に着手する場合であっても、事前に協議が必要です。

- 一定の造成等を行う場合は、許可の技術基準に適合することが求められます。
- さらに、市街化調整区域に建築する場合は、許可の立地基準に適合することも求められます。

◆ 市街化調整区域における大規模開発行為の許可基準廃止について

- 改正法の施行日以後の市街化調整区域における大規模開発行為は、原則として抑制されることとなります。
- また、開発許可（変更許可を含む。）を受けようとする場合は、地区計画など都市計画の手続きを通じて、開発の可否が総合的に判断されることとなります。

[お問い合わせ先]

宮崎市都市整備部開発指導課

TEL : 21-1818 FAX : 21-1816

メール : 30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp